

オリブ（短期入所）運営規程

（施設併設型事業所ならびに空床利用型事業所）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人十字の園が設置するオリブ（以下「事業所」という。）において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）に基づく短期入所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。

- 2 事業の実施に当っては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当っては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 オリブ
- （2）所在地 静岡県賀茂郡松崎町江奈 157

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤 兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス管理責任者 1名（常勤 兼務）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- （3）看護職員 1名（常勤 兼務）

短期入所運営規程

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 8名以上（兼務）

生活支援員は、必要な日常生活上の生活支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 理学療法士又は、作業療法士 1名（常勤 兼務）

理学療法士又は、作業療法士は利用者の障害に対し、必要な機能回復訓練を担当する

(6) 栄養士 1名（常勤 兼務）

栄養士は献立を作成し、利用者の栄養管理を行う。

(7) 事務職員 1名（常勤 兼務）

事務職員は、事業所に必要な事務を行う。

（主たる対象とする障害の種別）

第5条 事業所の主たる対象は、身体障害者（18歳未満の者を除く）とする。

（短期入所の定員）

第6条 事業所の短期入所定員は 2名とする。ただし、施設入所利用者が外泊、入院等で使用しない空床がある場合は、その数を短期入所定員に加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、3ヶ月間は平均実利用者人員が定員を超えている場合でも一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

（短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額）

第7条 事業所が提供する短期入所の内容は次のとおりとし、当該サービスを提供した場の額で、且つ障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担上限額の範囲内の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 送迎

- 2 事業所は短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けることができる。

この場合の利用料金については、重要事項説明書に定める。

- (1) 食事の提供に関わる費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費 実費

- (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの

- 3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当

該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意（記名捺印）を受けるものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第8条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害者支援施設は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- （1）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- （2）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- （3）利用者は当該事業を利用するに当たって以下の掲げる事項に該当する場合、サービスを受けることができない事がある。
 - ・ 伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがありかつ治療が必要である場合。
 - ・ 利用者の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがありかつ利用者に対する通常の方法でこれを予防できない場合。
 - ・ 故意に法令や管理規程等に違反し重大な秩序破戒行為をなし、改善の見込みがない場合。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、短期入所の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。なお主治医への連絡等が困難な場合には医療機関への連絡等の措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

（身体拘束の禁止）

第12条 事業所は、短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（虐待防止のための措置）

第13条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発・普及のために施設研修委員会年間計画での定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等、虐待防止のための措置を講じる。

（苦情解決）

第14条 事業所は、その提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（会計の区分）

第15条 事業所は、実施する短期入所の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第16条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- 一 緊急時の受入・対応

（意思決定支援の推進）

第17条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

（本人の意向を踏まえたサービス提供・同性介助）

第18条 事業所は、利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)体制の確保に努めなければならないものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

短期入所運営規程

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 事業所研修部会年間計画に基づいて実施
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2009（平成21）年 8月 4日から施行する。
- この規程は、2010（平成22）年12月 1日から施行する。
- この規程は、2016（平成28）年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2021（令和 3）年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2023（令和 5）年 2月 1日から施行する。
- この規程は、2024（令和 6）年 1月 1日から施行する。
- この規程は、2025（令和 7）年 3月 1日から施行する。